

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

ショートステイゆずの里

運 営 規 程

社会福祉法人 心友会

第1章 事業の目的及び運営方針等

(目的)

第1条 この規程は、ショートステイゆずの里（以下「事業所」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、介護保険法、老人福祉法及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、指定短期入所生活介護（以下「短期入所サービス」という。）の適正かつ円滑な執行と利用者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所）において入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業所は、利用者の人格及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った短期入所サービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、地域との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所生活介護事業所 ゆずの里
- 二 所在地 静岡県伊東市富戸1301番地の693

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の配置)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤1名
(地域密着型特別養護老人ホームゆずの里の管理者を兼務)
- 二 医師 非常勤1名
(嘱託・地域密着型特別養護老人ホームゆずの里の医師を兼務)
- 三 生活相談員 常勤1名
(地域密着型特別養護老人ホームゆずの里の生活相談員を兼務)
- 四 介護職員 常勤2名
(常勤1名は、ユニットリーダー)
- 五 看護職員 常勤1名
- 六 栄養士 常勤1名
(地域密着型特別養護老人ホームゆずの里の栄養士を兼務)
- 七 機能訓練指導員 常勤1名
(地域密着型特別養護老人ホームゆずの里の機能訓練指導員を兼務)
- 八 事務員 常勤1名

(地域密着型特別養護老人ホームゆずの里の事務員を兼務)

2 施設は、前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行うものとする。

2 管理者は、事業所の業務を統括すると共に、利用者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示するほか、短期入所生活介護計画の作成及び変更に関する業務を行うものとする。又、社会福祉法人及び事業所としての理念を職員に伝え指導するものとする。なお、管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行するものとする。

3 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事するものとする。

4 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切な短期入所サービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な業務を行うものとする。

5 介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、援助に従事するものとする。

6 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事するものとする。

7 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事するものとする。

8 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

9 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の素案のとりまとめを行うものとする。

10 事務員は、庶務及び会計業務に従事するものとする。

(職員の勤務体制等)

第6条 職員の勤務体制は、就業規則に基づき、利用者に対し適切な短期入所サービスを提供できるよう定めておかなければならない。

2 事業所は、当該事業所の職員によって短期入所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を確保するものとする。

第3章 利用定員

(定員)

第7条 事業所の入居定員は、次のとおりとする。

階	ユニット名称	居室の種類	定員
1 階	ひまわり	個室8室	8名
合計	1ユニット	個室8室	8名

2 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 毎日
- 二 営業時間 24 時間

第4章 利用者に対する短期入所サービスの内容及び利用料の額

(契約内容及び手続の説明及び同意)

第9条 事業所は、短期入所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(短期入所サービスの開始及び終了)

第10条 事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所サービスを提供するものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(短期入所サービス提供拒否の禁止)

第11条 事業所は、正当な理由なく短期入所サービスの提供を拒んではならない。

(短期入所サービス提供困難時の対応)

第12条 事業所は、利用申込者に対し自ら適切な短期入所サービスを提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 事業所は、短期入所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、短期入所サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 事業所は、短期入所サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていな

い場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(短期入所サービスの提供の記録)

第15条 事業所は、短期入所サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(短期入所生活介護計画の作成)

第16条 管理者は、概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、短期入所生活介護計画の素案の取りまとめを行う。
- 3 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 5 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

(短期入所サービスの取扱方針)

第17条 短期入所サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

- 2 短期入所サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 短期入所サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 短期入所サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 職員は、短期入所サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業所は、短期入所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 7 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 事業所は、自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

とする。

(介護)

第18条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭するものとする。
- 3 事業所は、利用者が心身の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 事業所は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 事業所は、常時1名以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 事業所は、利用者に対し、その利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第19条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第20条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第21条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能を改善又は維持するための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第22条 事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 利用者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である市立伊東市民病院に対応の要請をすることとする。

(協力医療機関等)

第23条 事業所は、治療を必要とする利用者のための協力医療機関として、伊豆まさき整形外科を定める。

2 事業所は、協力歯科医療機関として、高原歯科医院を定める。

(その他のサービスの提供)

第24条 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 事業所は、常に利用者の家族と連携を図るよう努めなければならない。

(利用料等)

第25条 短期入所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項の規定によるほか、利用者から次の利用料の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（別表のとおり）

二 滞在に要する費用（別表のとおり）

三 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）として別表のとおり

四 理美容代として別表のとおり

五 各号に掲げるもののほか、短期入所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した短期入所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第27条 通常の送迎の実施地域は、伊東市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項等)

第28条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

一 けんか、口論又は暴力行為、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。

二 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。

- 三 施設、備品その他の器具を破損し、又はこれらを事業所外に持ち出さないこと。
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
 - 一 事業所の秩序を乱す行為をしたとき。
 - 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - 三 故意にこの規程に違反したとき。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第29条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を行う。
 - 3 事業所は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。
 - 4 事業所は、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等を協力してもらえよう体制を整えなければならない。

第6章 その他事業所の運営に関する重要事項

(緊急時などにおける対応方法)

- 第30条 職員は、現に短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関の伊豆まさき整形外科へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

- 第31条 事業所は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて職員に周知徹底するものとする。
 - 3 事業所は、事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。
 - 4 事業所は、事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行うものとする。
 - 5 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 6 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第32条 事業所は、利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとするとともに、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 2 事業所は、提供した短期入所サービスに関し、市町が行う文書その他物件の提供若しくは提

示の求め、又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力し、助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告しなければならない。
- 4 事業者は、提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第33条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備及び飲料水について、衛生的な管理に努める。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第34条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者及びその家族の個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(利用者に関する市町への通知)

第36条 事業所は、短期入所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに短期入所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(重要事項の掲示)

第37条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(地域等との連携)

第38条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(会計の区分)

第39条 事業所は、当該サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 事業所の経理は、社会福祉法人真宏会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第40条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一 短期入所生活介護計画

二 第15条に規定する利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第17条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第31条第5項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

五 第32条第1項に規定する苦情処理の内容等の記録

六 第36条に規定する利用者に関する市町村への通知に関する記録

(その他運営についての留意事項)

第41条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人心友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第42条 この規定に定めのない事項については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）、その他関連法令の定めるところによる。

附則

(施行)

この規程は平成25年 9月 1日から施行する。